

## 6 認定NPO法人制度の概要

P.55 ……認定NPO法人制度の概要について

# 認定 NPO 法人制度の概要

(法第44条、45条、第58条、第59条、条例第11条、規則第18条ほか)

## ◆認定NPO法人の制度概要

- ・ NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置で、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行うものです。平成24年4月から国税庁に替わって、所轄庁(都道府県または政令市)が認定を行うこととなりました。

### 認定NPO法人

- ・ 認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

### 特例認定NPO法人

- ・ 特例認定NPO法人とは、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準(パブリック・サポート・テストは除く)に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます。

## ◆認定の有効期間等

- ・ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年です。特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年です。
- ・ なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(特例認定の有効期間の更新はありません)。

## ◆認定のメリット

- ・ 認定(特例認定)NPO法人になると次のような税制上の優遇措置があります。

### 寄附者に対する税制上の優遇措置

- ・ 個人が認定NPO法人等に寄附をすると、所得税の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、個人住民税の計算において、県民税4%、市町村民税6%(市町村が条例で定めている場合)の寄附金税額控除が適用されます。

①所得税の控除額(税額控除を選択) → (寄附金額 - 2,000円) × 40%

③ 個人住民税の控除額(県・市町村ともに指定) → (寄附金額 - 2,000円) × 10%

→①国税、②地方税合わせて、寄附金額の最大50%が控除されます。

- ・ 企業が認定NPO法人等に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。
- ・ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、取得した財産を認定NPO法人に寄附した

場合には、その財産の価額は相続税の計算の基礎に算入されません（特例認定法人には適用されません）。

#### **認定NPO法人自身の優遇措置**

- ・認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定法人には適用されません）。

#### **◆認定の基準**

- ・認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

#### **① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除く）**

パブリック・サポート・テスト（PST）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準で、認定基準のポイントとなるものです。

パブリック・サポート・テスト基準は、次のいずれかの基準を選択できます。

##### **●相対値基準**

$$\text{実績判定期間における} \frac{\text{寄附金等収入額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

##### **<経常収入金額>**

総収入金額－（国の補助金等、1,000円未満の寄附金、氏名・住所等が明らかでない寄附金等）

##### **<寄附金等収入金額>**

受入寄附金総額－（一者あたり基準限度超過額、1,000円未満の寄附金、氏名・住所等が明らかでない寄附金等）＋社員からの会費の合計額から共益的活動に係る部分の金額を控除した額

※社員からの会費を分子に算入するには、社員会費の額が合理的な基準により定められていること、社員の数が20人以上であることが必要です。

##### **<実績判定期間>**

直前に終了した事業年度を含む5事業年度（初回認定の場合は2年）

##### **●絶対値基準**

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の

$$\frac{\text{総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

※氏名・住所等が明らかな寄附者のみ数えます。

※寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人と数えます。

※役員及びその役員と生計を一にする者は数えません。

##### **●条例個別指定**

※令和3年4月1日現在、群馬県では、条例個別指定を定めていません。

- ・都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、PST基準を満たすものとして取り扱われます。

## ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること

- 実績判定期間における事業活動のうち、次の活動の占める割合が50%未満であること
  - ・会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
  - ・特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
  - ・特定の著作物又は特定の者に関する活動
  - ・特定の者の意に反した活動

## ③運営組織及び経理が適切であること

- 運営組織が次のいずれにも適合していること
  - ① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数  $\div$  役員の数  $\leq \frac{1}{3}$
  - ② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数  $\div$  役員の数  $\leq \frac{1}{3}$
- 各社員の表決権が平等であること
- 公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し帳簿を保存していること
- 不適正な経理を行っていないこと

## ④事業活動の内容が適正であること

- ①宗教活動②政治活動③特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。
- 役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や、上記の活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。
- 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費  $\div$  総事業費  $\geq 80\%$
- 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額  $\div$  総事業費  $\geq 70\%$

## ⑤情報公開を適切に行っていること

- 次の書類を事務所において閲覧させること
  - ①事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所または居所に係る部分を除く）
  - ②各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
    - ・役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
    - ・助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類

## ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 各事業年度において、期限内に適正な事業報告書等を所轄庁に提出していること

### ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

●法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。

### ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

●申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間を経過していること。

#### ◆認定NPO法人の閲覧書類

NPO法人制度は、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提としている点が大きな特徴です。認定NPO法人においても、以下の書類を備え置き、閲覧に応じることが必要です。

- ①事業報告書等 ②役員名簿 ③定款
- ④認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦前事業年度の収益の明細など ⑧特定非営利活動促進法施行規則第32条第2項で定める書類
- ⑨助成金の支給の実績を記載した書類
- ⑩海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く）を行うとき金額及び用途並びにその予定日を記載した書類

※個人の住所または居所に係る記載の部分は除く。

※前事業年度の寄附者名簿は閲覧の対象ではありませんが、事務所に備え置くことが必要です。

また、認定NPO法人は、毎事業年度1回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する必要があります。

## 申請の手続

#### ◆申請手続きの流れ

事前相談



申請書提出



審査・実態確認



認定・不認定の決定

- 申請をお考えの方は、事前相談をお願いします。
- チェックシートにより、基準を満たしているか概ねの判断ができます。
- 申請書を提出してください。
- 申請書類は下表のとおりです。
- 審査及び申請内容等についての実態確認等を行います。
- 実態確認では、法人の事務所にて帳簿等の確認をします。
- 認定又は不認定の結果を通知します。
- 申請書類は下表のとおりです。
- 認定をした場合、法人の名称、所在地、代表者氏名、認定の有効期間等を公示します。

◆申請書類

書 類		提出部数
認定を受けるための申請書（規則様式第 17 号）		1 部
特例認定を受けるための申請書（規則様式第 24 号）		
基準①	認定基準等チェック表（第 1 表） ※選択する PST 基準に応じて作成します。	1 部
	受け入れた寄附金の明細表（第 1 表付表 1）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第 1 表付表 2）	
基準②	認定基準等チェック表（第 2 表）	
基準③	認定基準等チェック表（第 3 表）	
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
基準④	認定基準等チェック表（第 4 表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況（第 4 表付表 2）	
基準⑤	認定基準等チェック表（第 5 表）	
基準⑥⑦⑧	認定基準等チェック表（第 6,7,8 表）	
欠格事由チェック表		
寄附金を充当する予定の事業内容等		
寄附者名簿		1 部

※特例認定の場合は、認定基準チェック表（第 1 表）及び寄附者名簿は不要

※各書類の様式は、群馬県ホームページからダウンロードすることができます。

（URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>）

※認定制度について、詳しくお知りになりたい方は県民活動支援・広聴課までお問い合わせください。